

幕末期京都情報の流布をめぐつて

——豊後岡藩の周辺——

後藤重巳

一、はじめに

私は以前に、豊後国の幕末期政情に関わる二つの小論を試みたことがある。

その一は、幕末期、外様小藩の中にあつて、孤軍無援の勤王運動に邁進した豊後国岡藩の小河一敏の動向をめぐる考察^①、その二は、嘉永安政期、豊後岡藩の長崎御用達たる石本卯之助が、当期の長崎事情の詳細を、岡表に情報提供する実態についての小論と、その史料の翻刻紹介を試みたものである^②。

これらの小論及び史料紹介の趣旨は、それぞれ勤王運動の経緯と、長崎情報の伝達と云う問題の背後に、幕藩体制末期において、管理されるべき重要情報の遺漏していく事態が、体制崩壊に連動するものとするに あつた。

もちろん、二つの小論では、石本の長崎情報が、直ちに一敏の勤王運動に結びつくと言ふ接点を見付け出そうとするものでなく、一方、一敏の勤王運動の起点を決定すべき史料も管見し得えず、二つの史料が線で直結されることもなく、その具体的な接点を探索しながら、今日に至つていた。

その後、岡藩の東西情報収集に関わる新しい史料に接したので、二

つの旧稿及び史料の補完を試みたいと思う。しかし、ここでもまだ、以下にみる情報が、小河一敏が直接的に掌握したとする確証はつかめないが、一敏周辺への情報収集と云う観点から、問題を提起してみたいと思う。

なお、岡藩の幕末における藩外情報収集に関わる問題を取り上げた研究としては、田本氏の「田能村竹田と長崎海外情報」^③があり、教示されることが多い。

注 ① 後藤重巳「外様小藩における勤王動向——豊後岡藩の事例——」『日本歴史』第四四三号、昭和六十年四月。

② 同 「近世末期における長崎情報の伝達」——特に豊後岡藩の事例——『史学論叢』第二〇号、別府大学史学研究会、平成二年二月。

③ 同 「石本卯之助書翰」別府大学附属博物館刊、平成三年二月。
田本政宏「田能村竹田と海外情報」『大分県地方史』一一五号、平成六年一月。

二、岡藩と情報収集の機能

豊後岡藩は、文禄二年（一五九三）播磨三木から中川秀成が入封立

藩、久盛・久清・久恒・久通・久忠・久慶・久貞・久持・久貴・久教と世襲し、久昭で、廃藩を迎えた。

岡藩の教学は、享保十一年開設の「補仁堂」が、安永五年に、久貞によって藩校「由学館」として完備され、のち経武館が併設され、幕末期藩教育の中核をなした^①。由学館の教官の主要スタッフには、草創期には、夏目壮右衛門・大河原少司・伊藤雄次・室十之助・野尻双馬らがあり、幕末期には、唐橋世濟・伊藤鏡河・田能村竹田・小河一敏・伊藤樵溪らが著名であった^②。この藩校「由学館」が、最大に機能する時期の享和末期、唐橋・伊藤・田能村らの手によって編成された「豊後国志」が完成され、文化元年、幕府に献上された。国志編纂事業は、当初、唐橋が首班を務めたが、急逝によって、鏡河・竹田らによって完成されたが、この事業は、当藩当期の学術水準の高さを証するものである。

これら由学館スタッフのうち、本稿では伊藤鏡河の息子樵溪と小河一敏とが、直接の関わりをもつ者である。

筆者が先に公表した「幕末期における長崎情報の伝達」では、岡藩長崎御用達・石本卯之助が、長崎表から送信するオランダ情報を含む長崎を中心とする嘉永六年七月以降、安政三年八月までの諸情報の内容、伝達の経緯について考察したものである。そしてその拠るべき史料を集成したものを『石本卯之助書翰』として刊行した。この考察に際し、石本からの岡藩表の情報伝達先（宛人）に関わる問題は、史料上の制約から、さして深く追求することを怠っていた。そこでは、石本から便送される書翰が、全期を通じて草刈敬輔・武藤章蔵の両者への連名が多く、他に井上与五郎・小島玉記・安西勝馬・古田左馬允・進藤清七・島村水江・鶴飼平太・田伏市郎太など宛であることに触れるに止め、その受信者が、郡奉行クラスの、概ね藩組織中の実務階層の人々であろうことを述べておいた。そして、これらの書信を、直後に一括して集成した人物があり、それが多分、鏡河の子・伊藤樵溪であ

ったものと考えた。樵溪は、岡藩校儒員伊藤鏡河の子で、樵溪はその号、幼名を巖一郎、通称輔世、字を孟徳と呼んだ。幼少から、父鏡河の感化を受け、長じて田能村竹田・角田九華らに師事、文政期のはじめ由学館の句読師となり、同九年司業となった。父鏡河死没の翌十三年、家督を継ぎ、百三十石組頭格、天保八年先手物頭、翌年加増二百石、嘉永三年江戸留守居格に進み学館助教、翌四年近習物頭格となり、あわせて藩主世子の侍講を勤め、万延元年九月、七十歳で死没した。彼は、在勤中、藩主に同行してしばしば江戸に出、そこで、碩儒羽倉用九・川田屏浦・西島蘭溪らと親交あったと云われる^③。

先に公刊した『石本卯之助書翰』の原本二冊の内、上巻第一葉目には、表裏とも上巻目次に当てられ、その表部分の袖下及び第二葉本文の書出部分の袖下に、短冊形の捺印が見られ、ともに「樵溪」と判定される。この印判は、伊藤樵溪その人のものであり、これは単なる蔵書印にとどまらず、本書が彼の筆写であることは、種々の史料から判断して確実である^④。

既に述べた如く、「石本書翰」は、全て長崎表からの書信であったが、この書信群とほぼ同質と考えられる書信群が最近、所見された。表紙及び外題を欠くので、以下、仮に「幕末期江戸・京都事情」と題することにす。

当史料は、表裏表紙を欠く全八十七葉の綴冊で、紙料は美濃半紙、縦二十三センチ、横十七センチの法量を示す。筆法は、先の「石本書翰」に比してきわめて乱雑で、浄書前の写筆本と考えられる^⑤。

当史料の内容については、後刻概観するが、筆者は、本書第三十二葉裏の「同年（安政五）秋八月 以後藤碩田本写焉 溪月楼主人 輔」の記事によって、伊藤樵溪に比定されてよからう。

「石本書翰」には、「樵溪」の蔵書印のみであるが、『幕末期江戸・京都事情』（以下「中央事情」と略す）文中に樵溪の通称「輔世」の略と考えられる筆者名を見、さらに「石本書翰」と「中央事情」の各項

外題が、ともに『戊午年八月九日 江戸出差込 同廿日岡達』など、書信受信に関わるメモがほぼ一致し、両者の字体も一致するところから両史料が、伊藤樵溪の手になるものと、断定し得るものである。嘉永・安政期の藩外情報、やや遅延の恨みはあれ、予想以上の容量で岡表に収集されており、その整理作業に伊藤樵溪が全面的に関与していることは、確認されることである^⑥。

嘉永の和親条約締結を期に、幕政は、いわゆる「安政改革」を余儀なくされ、改革の焦点に、外交と国防問題が掲げられ、これは幕政の「祖法」とされる鎖国体制の認識に大きな変質を招来し、続く安政五カ国通商条約締結の過程では、朝幕関係の歴史的転換をも導くことになる。このような中央情勢の変化が、如何に地方に流布していくのか、本小稿では、先の石本長崎情報に対して、ほぼ同時期における京都・江戸情報が、如何なるニュースソースを持ち如何なる伝達経路を有するのかについて、事例的に探索を試みるものである。

注 ① 竹田市史刊行会『竹田市史』中巻。

② 大分県社会教育資料第十一集『藩政時代の教育』。『竹田市史』中巻ほか。

③ ②に同じ。

④ 竹田市立図書館所蔵史料の中に、『魯船長崎渡来記』ほか、十点近い樵溪の写筆になる幕末期の長崎・江戸などからの世情報告を記録した史料が見られる。ここに用いる史料も、本来はそれらと一群のものであったらしい。

⑤ 表裏表紙を欠く綴冊、内容から『幕末期江戸・京都事情』と仮題。別府大学史学科寄託史料。

⑥ ④に同じ。

三、『幕末期江戸・京都事情』の概要

新所見の、この「中央事情」の所収項目題目は、本史料が未浄書であるためか、整然とせずやや判別しにくい。今、以降の便を図るために、所収項目について各題目を全覧しよう。但し、無題目については、「」を付して仮題とし、通して、(イ)以下の順番を付した。

- (イ) 「諸国蛙の鳴声」
- (ロ) 「林家 落首」
- (ハ) 安政五年二月廿四日落文之写
- (ニ) 水戸殿御内意・水戸斎照公言上
- (ホ) 亜人登城二付 溜詰存意
- (ヘ) 林大学頭・津田半三郎え御不審之廉々御尋二付申上候書取之写シ
- (ト) 江戸大名方々内ヨリ 京都堂上方々之許え差賜(贈カ)候江府儒者之詩並名代 (内傍点ママ)
- (チ) 雲上ニテ之流行言
- (リ) 於サル御殿承り候認書
(以上、後藤今四郎宛 佐藤龍之進書簡内容)
- (ヌ) 三月廿日 御老中堀田備中守殿参内二付 被仰渡之条目
- (ル) 三月廿四日 行向之節御答
- (エ) 安政五年四月廿五日 諸大名不時登城之上 御目見畢而御用番内藤紀伊守様 御渡御書付
- (ワ) 一橋殿御筆写 申渡
- (カ) 巳十月二日 備中守殿金銀(カ)ヲ以御下ケ 大坂御城代書上写(土屋采女正)
- (ヤ) 安政四巳九月 仙台侯御書上(松平陸奥守)
- (タ) 久世侯藩臣 佐藩 佐倉侯カ 二贈り候書附 (三稜)(傍点部)

ママ)

(以上、小野敬藏 筆写)

(れ) 戊午六月廿五日 出江戸ヨリ之書簡 八月二日 岡達 要文書

抜

(そ) 七月十一日月並飛脚 八月十三日 岡達 (風説諸説考合含)

(つ) 七月十八日 江戸差込 八月十九日 岡達

(ぬ) 京都之風聞書 七月二日付 八月廿二日 岡達

(な) 戊午八月九日 江戸出差込 同廿四日 岡達 (落文写など含)

(ら) 七月廿五日 江戸月並飛脚 八月廿九日 岡着 来書之内 七月十二日御沙汰書

(む) 熊本何某ヨリ鶴崎何某ニ来状写

(ろ) 機密之写 江戸表ヨリ之内状

(う) 或人内密状写

(ゑ) 遠山某之書状写

(お) 八月九日出 江戸来書の内 (八月九日来書 落文追加説明など)

(く) 戯唄

(や) あづま吉原言葉

(ま) 京都出火 白骨御文章

(け) 安政五年七月十一日出 八月九日夕相達候差込便

(ふ) 安政五年七月 下村市之丞 大坂え参り居候節 宿元え申遣ス書翰之内 書抜

(こ) 安政五年八月四日 御使簡役ヨリ書簡 同廿七日夜達ス

(さ) 安政五年八月九日夜認候森田綱左衛門ヨリ伊藤貞介へ之差込書簡 (將軍薨去葬儀の件など)

(て) 安政五年八月九日 差込便 江戸表ヨリ書簡

(あ) 安政五年八月九日夜 差込 記録方来状

以上、各項目の題目のみでは、その内容の詳細について判じ兼ねよ

うが、紙数の関係から以降論旨に関連する部分のみ触れることにし、本史料全体については、いづれ史料集として公刊する予定でいる。

ただ、ここでは、冒頭の二三を引用し、本史料の性格を理解するための助けとしよう。

(い)、「諸国蛙の鳴声」

諸国蛙の鳴声 コト々々 陸奥ニテハ カクゴ々々

常陸ニテハ ガイ々々 加賀ニテハ クラ々々

薩摩ニテハ ホツチョコケ 々々 肥後

越前ニテハ ヲレ々々 肥前 ニテハ ウテ々々

武州ニテハ コハイ々々 長門

廿余国ニテハ キウ々々 山城ニテハ クレ々々

(ろ)「林家落首」

此度ハ 儒者モ取敢ス 間ぬけ山 奢りのにしき 神のぼちば

ち ごうけつと はやしたてられ 来て見れば 御所(思ひの外に)

の御庭で はじを大かく

(は) 安政五年二月廿四日 落文之写^①

是迄数度雖内願仕 更ニ無御聞入 此節ニ至リ堀田備中守ヨリ

賄賂ヲ以取扱 既ニ関東役人共熟願之通 御評定御決断ニモ可

相成風聞承リ 以之外之義ニ候 年来奉畏朝廷 無甲斐モ奉穢

天照大神之御威徳候義 誠ニ以嘆ケ敷次第ニ候 譬三公諸卿方

たり共 国賊共於御同志は 無程有有士之申合せ 不残国賊之

徒打捨 令知天罰可奉輝神国武威者也

(下略)

勿論、内容的には、こうした落首・戯唄・落文の他に、きわめて真

摯な時事情報も含まれているが、それらは、総じて勤王的立場からの

幕府批判的情報に終始することに注目される。本史料には、このほか、

安政五年三月、江戸浅草並木丁往還木戸扉に張り出された「落文」の

正確な写し^②をはじめ、將軍繼嗣問題、將軍家定の不例・死去(七月六日、八月八日発喪)、七月五日の徳川齋昭・松平慶永らの処罰事件、コレラ流行など、多様な情報が集められているが、江戸・京都などからの送信の手段上、内容に重複する部分、時間的に前後する部分が少なくない。たとえば、(a)、の八月九日江戸発送便は、「差込」であったため、七月二十五日発信の並飛脚便より早く八月二十四日に岡着、並飛脚便は五日遅れの二十九日であった。このほか、本綴中には、先便を改めて清書した部分も見られ、そのか所は当然、記事が重複する。

注 ① 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』所収『安政雜記』第九冊には、「安政五年戊

午二月二十一日夜、禁裏へ投書写」として、本史料を収載し、末尾に『京師風説云』として、投書の詳しい経緯を述べる。

② ①に同じ『安政雜記』第九冊、『肥後藩国事史料』二、共に安政五年六月九日の日付の投書として収載。

四、豊後筋への京都情報

前章に於いて述べた『幕末期江戸・京都事情』の内に、岡藩側(樵溪)への両都の情報としては、やや性格の異なったニュースソースを有するものがある。その意は、岡表に江戸・京都から「月並便」、もしくはその他の方法によって、直接に送信される情報の他に、他者の手を経て間接的に得られる情報があり、たとえば先記目次中、(b)、「熊本何某ヨリ鶴崎何某ニ来状写」の類である。これらのニュースが、どのような経緯をもって、岡表に伝達されたのかは、確認し得ないが、それらの中にあつて、伝送経緯の明らかな興味深い情報が確認される。すなわち、京都在任佐藤龍之進が収集、大分郡乙津の後藤今四郎(碩田)宛に送信した内容が、さらに岡藩に伝えられた二群の情報の事例である。

ここに紹介する「中央情報」は、その全内容はやや輻湊するため、本小稿では、京都から間接的に岡表に伝達される情報に限定して焦点を当ててみたい。これらは、当期当事者の積極的な情報収集の姿勢を物語るからである。

先ず、先に掲げた総目次を注意深く一覧すると、そのほぼ前半部の(a)、までと、(b)、以下との外題に大きな相違のあることに気づくであろう。すなわち、前半部分がきわめて不統一な外題が散乱するのに対して、ほぼ後半部分では外題の内容が、概ね、発信日と着信日とを明記した書信に関わるものに統一されることが一見して知られる。

事実、記事の内容を詳しく眺めると、その相違は歴然となる。今、この問題から検討する。

I、三月十日

佐藤老人

碩田先生

石友先生

京都揚梅町通新町西ノ北側

佐藤龍之進宅

なる記事を見、ついで第三十二葉裏後半に

II、「十一月

右三稜 久世侯御藩之人々書付也

安政四五年戊午正月写 小野敬藏」(傍点部、見消)

III、「同年秋八月 以後藤碩田本 写焉

溪月楼主人 輔」

なる記事があり、I、「」内を一章(二段)、II、「」内を以て二章(二段)とに分けることができる。そして、結論的に云うならば、二章(二段)の後続部分、つまり、III「同年秋以下、溪月楼主人 輔」までが一章全部分及び二章部分を総括していることが判明する。

第一段については、三月十日（安政五年）、佐藤より碩田・石友宛書簡の内に、「略）狂歌詩式首狂句演説ハ、豊岡殿御隨筆之内ヨリ御書写被下候 又水府老君之御達書並ニ落文 是モ御隨筆中ニモ被認候也」と記していることから佐藤書簡の頭初が判定される。

ただ、第一段に後続する第二段との間に、目次(㉒)・(㉓)・(㉔)の三史料が挿入されているらしいが、この部分は、便宜上「別系」とする。

一方、小野敬藏が筆写したと思われる部分は、

去冬十二月十五日日起 十二月十六日帰郷 右は鄙藩金穀の主宰

相而已にも内実……正月①

外寇之防御ハ 第一人和ニ候へ共 此人和と申義 至而難きニ似て……月

和泉守様ヨリ被遣候御文通 拝見被仰付 再三事熟考仕候ニ魯

西亜……十一月

なる書出と日付を有する三件の文書で、「右三稜 久世侯御藩之人々書付也」と注記した上、「安政五年戊午正月写小野敬藏」と明記するものである。

「別系」部分は、(㉒)・(㉓)の二史料が京都、(㉔)が江戸に関わる史料であるが、史料内容の信憑性②については、後述する。

以上によって、溪月楼主人が、一段・二段部分ともに、安政五年秋に筆写したと云う意味に解釈される。「京都・江戸事情」は、先記の如く全八十七葉の綴であるが、本来はこの「同年秋八月 以後藤碩田本書焉 溪月楼主人 輔」迄の部分と、以降とは別冊であり、後に合冊され一冊にまとめられたものと考えられる。

本冊子が、二種の記録の合綴であるらしいことの理由は、以上の内容の他に、冊子の「綴穴」の齧齧を挙げることもできよう。そしてさらにこの後半と考えられる部分の各節外題が、たとえば「戊午六月廿日出江戸ヨリ之書簡 八月二日岡達 要文抜書」を類例とする形式を採る事からも推察される。

以上の諸点から、前掲目次(㉒)から(㉔)までの内、(㉒)・(㉓)・(㉔)を除く他の情報は、江戸ないし京都から、豊後藤碩田を経て岡藩に達したものであることが知られ、以下、その内容の検討を通じて、安政五年期の京都情報の地方流布の様子をみたい。

注 ① 『幕末外国関係文書』第十七巻・二六〇号文書と同文。

② 三章一覽目次中(㉒)は著名な安政五年三月二十日 堀田備中守への勅

答書付の全文（『幕末外国関係文書』第十九巻・三一八号文書と同文、

(㉓)は同三月二十四日堀田への武家伝奏通達（『幕末外国関係文書』第

十九・三三〇号文書、同御沙汰書三四〇号文書）、ほか、(㉔)は大坂城代

土屋采女正上申書（『幕末外国関係文書』第十七巻・二五九号文書と同文）等を含む。

五、京都情報の内容と情報源

諸大藩の如く、長崎に「聞役」など常駐の要員を配置できなかった岡藩では、長崎情報の摂取は、石本氏などの用達などを通じて、「月並（定期）」もしくは「非常」（臨時）の情報提供・収集を行っていた。また、岡からの出崎者・旅行者、長崎からの岡表訪問者などの「幸便」を通じて、長崎表の情報収集に神経を尖らせていた③。

一方、江戸の情報は、参勤交代に伴う常設的な通信組織、たとえば「御使簡」や、江戸屋敷の「留守居」、その外一時的な江戸在留者などを通じて、これも定期便・臨時便によって、かなり頻繁な情報交換を行っていた④。

しかし、その組織や機能については、これまでにさしたる研究もなく、不明の域を出ない。

上方情報は、大坂に開設される藩米蔵・大坂屋敷からの情報提供をはじめ、商業流通に関わる往来商人を介した情報交換も当然多量に及

んだことと思われる。指呼の距離にある京都事情の摂取も、大坂とほぼ同等であったものと考えられるが、このような問題については、近稿で検討する予定である。

文人の上方との交流が、たとえば岡藩の田能村竹田一人に限っていても、五十九才の生涯を通して、文化二年以降の上坂が十二回に達すること^③を考えれば、このような機会を介して、様々な情報が齎らされたことも否定出来まい。

さて、ここでは、後藤碩田に送信された佐藤龍之進の京都情報に限って検討しよう。

第四章で概説した如く、龍之進の碩田・石友に宛てた書信の内容は目次冒頭の「諸国蛙の声」以下、「於サル御殿承り候認書」までの九項目に及ぶ情報である。その内、安政五年二月の落文の内容までは、その全文を引用した。第四項目の「水戸殿御内意・水戸齋照(ママ)公言上」は、斎昭より関白鷹司政通への上書であるが、『安政雑記』収載史料によると「此上書ハ、水戸藩士豊田小太郎ノ上書ニシテ和漢両文ノ原稿、今猶其家ニ存リ、水府公ノ四字削ルベシ」と見える。その外題は、「此度夷情切迫之義ニ付、存寄申上候次第」とある^④。

第五項目の「亜人登城ニ付」は、安政四年七月二十日、ハリスの上府要求に対する幕府の溜問詰大名(高松・彦根・会津・忍・松山・桑名藩など)に対する意見諮問に関わる記事。

第六項目は、安政五年一月、上洛中の林大学頭と津田半三郎が、京都公家衆から、アメリカ合衆国に関わる数種の質問に対して応答した内容を列記したと云うもの。

第七項目は、江戸儒者の詩、「欠題」として、「冠裳列座九門開大府威儀也盛哉 怪事千秋寧有此公然虜使入城来横行万里胡為者不見臣徒唯一身 豈是洋夷膽能大滿朝畢竟為無人」と記す。

第八項目には、「雲上ニテ之流行言」には、「しんどうて 堀田がいなし から井戸で 雲の上にも はまりこまねば」以下、七首の落首

と、「もつこふの 腹切所 本能寺」等の川柳四種、京都童歌の替歌一首等を列記する。そして最後の情報が「さる御殿に於いて承り候認書」であり、佐藤の情報中、最も関心の持たれるものである。

では、こうした佐藤の齎らした情報が、如何なる意味を持つのか。京都の世情を伝える内容を見よう。

先ず、「諸国蛙の鳴声」は、幕末期には、全国諸藩の動向を諸種の動物に比喩した戯作がみられ、たとえば『官武通記』^⑤の「魚づくし」などと同質の世評風刺の作品である。続く「林家落首」も、幕府の威を体して上洛の林大学頭らの無能ぶりを風刺したもので、『京師雜聞録』にも、「百人一首」をもじった同種の

此度ハ 儒者も取上ずまぬけ山 あづまのおごり神のばちばち。が報告されている^⑥。このほかに、

東からはやし立てられ登りつつ 公卿に蹴られて恥を大がく。 とうけつと林たてられ京へ来て 大きなはぢを大学の守。

など、京都の好事家に嘲笑された落首がある^⑦。洛中に流行る間に様々な変化を生じたものである。

以上は、京都市中の世情を伝えたものであるが、「雲上ニテ之流行言」の落首・川柳もまた、同市中の世情を残すところなく披瀝するものと思われる。

美濃がみも 備中かみもみころし しりふきかみにするハくわんばく。

江戸方の牡丹は藤にからまれて あれどふ將軍 青ひ顔面。 松かれて牡丹はしほむ藤はさく 菊の匂ひは日々にかふばし。

延びすぎた松のみどりのしんをつみ 梅にやらふか竹にやらふか。 九条いも ほったが口に合イかぬる。

などの戯作は、堀田備中守を「備中がみ」となぞらえ、「尻拭き紙にもみほぐ」し、松・藤・葵(青ひ)・菊などの諸花を歌い込んで、徳川家・朝廷・公卿関係の社会的変化を風刺した狂歌・川柳である。

以上に対して、第九項目の「さる御殿において承り候認書」の内容はやや異なる。以下、内容の月日と事項を概観する。

正月四日（安政五年） 林大学頭ら九条殿へ参上の由。

同日 京都所司代屋敷炎上の由。

下旬 堀田備中守ら上洛の情報伝聞。

三月 五日 林大学ら江戸に立出。

二月二十二日 関白・太閤・御撰家以下、総参内の由。

同日 二十五日 両伝奏・両議奏ら、本能寺の堀田備中守に勅答の由。

「今度之一条 不容易奉始神宮御代々へ

被為対候ても 如何可有之哉深被惱 叡慮候 至此期候ては 人心之居合国家之

重事二候間 三家以下諸大名之赤心被聞

召思召候 今一応台命ヲ被下各所存被書

取被入叡覧候様宜敷可取計可有之候旨

可申入関白太閤殿被命候」

堀田備中守所勞 引籠の由。

同日 二十五日

同 二十八日 太閤政通 内覧辞退の由。

二十七日より三月六日 六度に及び、本能寺に返答書御受の催促

堀田所勞にて応ぜざる由。

三月 七日 両伝奏、本能寺勅使の申し入れ断り、禁

庭諸卿緊急御召しの由。

二月二十四日 太閤殿と九条殿争論、太閤違例の由。

そしてこれらの情報について、以下、次の如く述べる。

右は 両三殿にて承り候儘ニ聞書仕り候て相認申候、依之、前後不

弁候へとも何れも堂上家之直説ニ御座候、禁庭御決心之趣、次々御

秘談承之候へとも、不尽筆紙候、

右は、雲上之禁秘、容易不可書写時、堀田之所勞種々風説有之候趣

雲上は無言病ト申事承り申し候、此跡ハ松平伊賀守カ脇坂淡路守カ
両侯之内、上洛と申事二候也、秘事略之

「聞書仕り：前後不弁」と述べる如く、日時の前後する部分や、日
時そのものが誤認されている場合がある。たとえば、二月二十五日の

勅答は、正式には二十三日であるが、引用する勅旨には、誤記はない。
また鷹司政通（前関白）の内覧辞退は、正式には二十九日であるが、

この情報では二十八日となっている^⑥。

さて、紙幅の関係上、本書簡の内容について、これ以上詳細に眺め
るゆとりはないが、今、これら諸種の情報の提供者及びその情報のソ
ースについて指摘しておかなければならない。

注 ① 後藤「幕末期における長崎情報の伝達」

② 伊藤樵溪の手にかかる各種藩外情報の整理史料に限ってみてもその量
的豊富さが知られる。

③ 竹田会編『竹田先生紀年録』の年譜より摘出。

④ 『安政雜記』 吸古書院刊行『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第三十六巻所
取。

⑤ 『国書刊行会叢書』所収。

⑥ 『改訂肥後藩国事史料』第二巻所収。日本史籍協会叢書所収『昨夢紀
事』二に収載の、安政五年二月の記事「京地在役之者より申越候別紙
如左」には、「此度は 儒者も取あはず まぬけやま もみちのにしき
神のばちばち」を収録している。

⑦ 『明治維新』一八六ページ。

⑧ 『維新史』第二巻、三三四ページ。

六、後藤碩田・佐藤龍之進・石友と伊藤樵溪

後藤碩田は、文化二年（一八〇五）、豊後国大分郡乙津村の生まれ本

名は真守、通称今四郎、碩田は号である。家業は廻船問屋で、岡藩中川氏・臼杵稲葉氏・肥後藩細川氏など多藩の御用達を勤め、すこぶる権勢を誇った。

彼は、少壮時から、日出の帆足万里、岡の田能村竹田、中津の渡辺重名などに就いて、国学・漢学・絵画など広範な学を修め、特に詩画では「竹門四哲」(竹田門人)の一人に数えられる秀逸であった。父守只の勤王の感化を受け早くから勤王に篤志で、その交友も広く、肥後の宮部鼎蔵、松村大成らとも親交あり、京都遊学の体験から、京都の公家諸家とも知友多く、豊後における勤王運動の経済的支柱となっていた。天保の末年から弘化年期にかけての数年間、京都・大坂に遊学、この間、京都では有栖川家・中山家・千種家などに出入りし交渉を深めたと云う。嘉永六年のペリー来航に際し、熊本藩の宮部・松村、岡藩の小河一敏らと急接触、攘夷運動に奔走した^④。

短期間ではあったが、碩田の京・大坂滞在は、その後、当地の社会情報の収集に利便を供することになるらしい。内陸部所在の岡藩にとっては、外港の所在する「三佐」に隣接する乙津に居住する碩田と、岡藩の当期の文人との接触はこうした歴史・地理的環境下にあり、岡藩の田能村竹田を初め、一敏ら勤王の志士らとの交流も、碩田を取り巻く諸条件の整いのなかに展開するのである。

なお、碩田は、幕末期の豊後を代表する碩学であり、その修史活動には、見るべきものがあつた。すなわち、『碩田叢書』は、彼の収集した史料、著作・編纂した膨大な文庫であり、中でも『大化帖』・『豊後国図田帳考証』などは斯界に周知される著作である。

この碩田に上方情報を流布した佐藤龍之進は、日向延岡藩飛地豊後大分郡千歳村の住人で医を業とし、のち藩儒となり、『孝経注釈』『壮子二千年眼』『虞夏書日本解』『周易精義』などの著書がある^⑤。

彼は、別名を貞吉とも呼び、土龍と号した。彼の祖先は、大友家臣で末光氏を称していたが、大友氏の退転とともに浪人していたが、近

世期に日向牧野氏の時代に庄屋に取り立てられた。貞吉は幼少時代に、家が難渋したため母方の所縁をたより、佐藤姓を名乗った。成人後の天保八年、千歳村大道に私塾「大道書院」を開設、漢学と習字を教えた。「延岡藩卒族由緒書」によると、彼は藩の他所銀借用に際し、度々世話行き届きの廉をもって褒賞されている。彼の生没の正確な年次は不詳だが、万延期に七十才前後で死没したらしく、生前には、後藤碩田・毛利空桑らと親交があつた。彼は、嘉永五年(一八五二)八月、自著『周易精義』を上梓するため藩の許可を得て上洛、当初、東山「退耕庵」に滞在、万延元年までの九年間、在京した。彼の上洛目的『周易精義』の版行は、安政四年のことで版元は京都五条橋通高倉東入の平井嘉助であつた。

『周易精義』(別名『周易注解』あるいは『周易日本解』)の初版本は、十七冊、巻頭題字は土御門晴雄、正三位豊岡随資と讃岐高松の儒者藤沢甫の序文、本人の自序がある。発行は安政四年八月のことであつた。

龍之進と碩田との交友については、詳やかではないが、碩田の著『豊後風俗話』の中に、

日向国延岡内藤備後守君の家士にて、千歳村に所付せし佐藤貞吉龍之進は、儒医を以て勤仕の人なり。この人、周易を筑前藩の白石翁に隨身して、易の一家を立て、既に周易日本解と云ふを著し、官許をうけて上梓せしなり。(中略)翁真守(碩田)と友たり。今この日本解の事を知れる人少なきを嘆じてここに記す^⑥。(下略)

と見え、近在同住の仲として、親近の關係にあつたものらしい。一方、この龍之進から碩田と連名で書信を宛てられた石友は、姓は安藤、通称を伝藏と呼び、石友は号、別に白紙関吏あるいは七香園と号した^⑦。文政七年、大分郡松岡に安藤忠右衛門の長子に生まれた。

幼年期から俳諧に興味を示し、鶴崎の鏡朝翠、のち大坂に出て八千房淡総叟に学んだ。

石友と碩田との関係についても、これを具体的に証する史料は管見しないが、石友が、碩田の弟子・甲斐虎山らと親近の関係にあったことから、碩田との深い交友も当然想定される。

以下、碩田と田能村竹田・岡藩との濃密な関係、竹田・伊藤樵溪・小河一敏などは論をまたない^⑤。勿論、田能村竹田は、この時期には既に死没(天保六年)しているが、動搖の色を濃くする社会に残った者たちの交流は、緊密さを深くするのである。

注

- ① 「大分県人物志」・「大分県偉人伝」・吾郷清彦「後藤碩田」など参照。
- ② 久多羅木儀一郎著「鶴崎市史人物篇」所収「佐藤貞吉」。
- ③ 右同書所収、後藤碩田「豊後風俗話」中「佐藤氏話」。
- ④ 右同書所収「安藤石友」。
- ⑤ 竹田・碩田・樵溪の関係は、竹田を中心とする書簡の往来のみを辿っても、その親密さが確認される。「大分県先覚叢書」所収「田能村竹田史料集・書簡篇」参照。

七、龍之進の情報源

さて、嘉永五年以来、ペリー来航、日米和親条約締結、ハリスの来日と五カ国通商条約締結、安政改革、安政大獄、桜田門外の変と大きく揺れ動く幕末社会の中、京都に在住して動転する世情を体験する佐藤龍之進が、郷里豊後の後藤碩田らに送ったのが、先に述べた書信内容であった。

安政三年三月九日の後藤今四郎(碩田)宛の佐藤龍之進の書信によると、安政四年、著書の刊行前後は、上梓の作業の傍ら、医学館監察や土御門殿学館頭役を兼務し、また「山門教授」も兼務していたと云う。

この頃、京都揚梅通新町西ノ北側に居住しており、その書信には、

前半(省略)の近況報告に続けて、

一、亜墨利加渡船二付、十二月来、江府より林大学頭・津田半三郎堀田備中守殿・川路左衛門尉殿御上京、就てハ、禁庭不一形御惱襟恐入候仕合、附てハ種々風説並諸殿御話之趣承り書、石友子方ハ差下し申し候、彼方より相廻り可申候、御覽被成英氣御養ひ可被成候、梶原卒去扱々残念、此頃迄存生候ハハ、定テ大悦之事と噂而巴仕居申候、何ぞ差上度候へとも不任心底、右風説秘事書計差上申候、御落幸可被下候、

と認め、碩田への贈り物として、上方の社会情勢・風説秘事が、何よりのものとする自信のほどを示し、碩田らにとつても、何物にも替えがたい「英気を養うべき」貴重な贈り物であったわけである。文中の「梶原」については、今俄に考証し得ないが、もし存生していたならば「大悦することだろう」新しい時勢の到来とは、前後の書簡内容から確実に推察することが出来よう。

追而書きと考えられる続く十日日付の追伸部分には、さらに重要な意を含む。

此書容易ニ入手出来兼申候、浅田ハ河合音彦と申ス人の兄にて、医業ヲ致し五条鳥丸ニ居住、河合ハ准后御所御賄奉行にて、塔之壇居住也、立川兵庫ハ議奏裏松殿之雜掌にて、豊岡殿役所兼勤、狂歌詩式首狂句演説ハ、豊岡殿御筆之内より御書写被下候、水府老君之御達書並落文も御随筆中ニも被認候也、

凡此一巻、於市中ハ一向ニ相分り不申、神武以来未曾有之大変革、依之御内々認取差下し申候、禁庭之御決心是非ニ征伐之由、丈夫ニ承之候一大快事也、かかる時節に上洛罷在り、誠ニ生涯ノ本懐此事ニ御座候、願ハ両公早々御上洛之程、奉待上候、

すなわち、この部分には、龍之進がこの前後、滞在中の洛内で接触している人物が登場し、彼の見聞する各種の情報、これらの階層から提供されている事実である。ここに登場する浅田以下、京都在住の公

卿・朝堂役人らのいちいちについては、その説明を割愛するが、その内の「豊岡殿」とは、龍之進の『周易精義』序文の著者たる豊岡随資そのひと、裏松氏とは、中納言従二位裏松恭光を指す。先にみた『周易精義』の巻頭題字を書いた土御門晴雄も豊岡裏松らと連携のとれた公卿仲間であった^①。

幕府と朝廷方との確執のたかまりは、まだ「市中に於いては一向に相分り申さず」と言う意味であろうが、京都方の当事者としての豊岡氏や龍之進らには、確実に「神武以来の未曾有の大変革」と云う認識はあったのであり、こうした在京の識者の感知した情報が、的確に地方へ流布していくのである。

安政五年春、日米通商条約の締結の勅許を得べく、老中堀田正睦が、自信をもって上洛した折、幕府側の案を支持する関白九条尚忠に反論を陣幕を張った朝議の中核は、周知の如く権大納言中山忠能らであり、彼ら総勢八十八人の公卿衆を、「安政勤王八十八廷臣」と呼ぶが、豊岡や土御門らもそのグループにあった^②。

佐藤龍之進の書簡に述べる「豊岡殿の御筆之内より御書写被下候」と云う情報源には、京都側の当事者として、主観的な史料も少なくあるまい。

しかし、嘉永・安政期の急変する中央事情は、世俗的な面から、内面的な実状にいたるまで、かなり詳細な情報として発信されていたのであり、その内容は、予想外に正確であった。

注 ① 坂本武雄編『公卿辞典』、豊岡随資・裏松恭光・土御門晴雄・中山忠能

らの項目。『維新史』第二巻第三節など参照。

② ①同書、中山忠能項。

八、「別系」情報

佐藤龍之進書簡に続く「別系」の情報として、(ぬ)・(る)・(を)までの三情報がある。

一、(ぬ)は「三月廿日、御老中堀田備中守殿、参内ニ付被仰渡之条目」とあり、次の内容を記す。すなわち、

墨夷之事、神州之大患国家之安危ニ係り、誠に不容易 奉始神宮御代々え、被為対恐多被思召、東照宮以来之良法を变革之儀は、闔国人心之帰向ニモ相拘り、永世安全難量、弥被為惱叡慮候、尤往年下田開港之条約不容易之上、此度仮条約之趣ニテは、御国威難立被思召候、且、諸臣群議ニモ今度之条々、誠ニ御国体ニ拘り、後患難計之由言上候、猶、三家以下諸大名え被台命、再応衆議之上可有言上被仰出候事、

今度之一条、再三叡慮奉伺候御返答、彼是御延引ニ相成、早々帰府之上、大樹え申入候様引仰出候(下略)、

と見えるのは、周知の安政五年三月廿日の日米通商条約締結勅許奏請に対する第二回目の勅答内容である^①。

(る)は、さらに三月二十四日、武家伝奏広橋光成らが、堀田正睦を旅 宿本能寺に訪問して、伝達した朝旨の全文を記載している。

一昨廿二日書取之趣、及言上候処、今度之条約迄も御許容難被遊、自然指縫候節ハ、御許容難遊趣意を以様々取鎖談判之上、彼より異

変及候節は、無是非義被思召候、右叡慮之旨相立候様、衆議可有之台命之義、頼思召候間宜指図取計可有之事、^②

として、

一、永世安全被安叡慮候事、

一、不拘国体後患無之計略之事、

一、衆議言上之上、叡慮猶難被決候ハハ、伊勢神宮神慮可被伺定

儀も可有之事、

一、下田条約之外は、御許容難被遊候ニ付、万一異変之節は、防禦方略之事、

一、不限在府在国、三家始諸大名何れも可衆議事、^③
の「衆議箇条」を載せる。

(を)は、堀田らが、四月五日退京して、帰府の途に就き、江戸に帰着したのちの四月廿五日、臨時に諸大名を登城させ、先の勅旨を諮問させることに関わる記事である^④。

以上「別系」とする三件の情報が、どのようなソースを経て、どのような経緯で、岡表に達したかは明らかにし得ない。

しかし、これらの情報内容が、きわめて正確であることは否めない事実であり、驚嘆に値する。

注 ① 『幕末外国関係文書』第十九卷三一八号文書と同文。

② 同 三三〇号文書と同文。

③ 同 三四〇号文書。

④ 同 同 同

九、おわりに

本小稿の中核となった『幕末期江戸・京都事情』と同範史料と考えられるものに、「亜墨利加人久里浜ニ上陸の図」(一葉)や、桜田門事件に際する水戸浪士の「書上」の写、などの史料がみられるが^①、『桜田奇変』^②によると安政七年三月三日に起った桜田門事件に関わる情報は、岡藩「神田詰め」から、三月五日に発信され、同月十九日に岡表に着信している。情報の伝達には、所用時間の遅速、内容の虚実の問題も関わるが、これら多様な情報の蓄積が小河一敏らの勤王運動に、決定的な刺激を与えたことは疑うべくもない。その後、万延を経て、

文久期に入り、小河一敏の周辺が俄に慌ただしくなり、京都の公卿衆など勤王の志の来往が頻繁になり、彼の上洛後の拠点となるのも、このような緊密な京都との情報交換の積み上げが背後にあった。

幕末期京都には「諸藩より御近況風聴之士又ハ商人等に身をやつし段々ニ入込居」現状^③があり、まさに情報収集合戦の様相であった。

そしてこうして収集されたものが、各種の手段を通じて、全国に伝達されたのである。

岡藩における各種の中央情報は、以上見てきた如きソースやルートを経て入手され、新しい時局に対応していくものと考えられるが、今後しばらくは、こうした問題について視点を向けたいと思う。

注 ① 本図は、半紙一枚に墨書の、きわめて達筆なスケッチであり、「書上」

は冒頭には「此書、熊本町玄爾より熊本え写を差出候趣之所、門生萱嶋東庵倅、竊写取候へとも、本書半にして全を得ずといへり」と見える。別府大学史学科保管史料。

② 竹田市立図書館所蔵『桜田奇変』。

③ 『改訂肥後藩国事史料』巻二所収、「夷事輯録」(上国風説)